

平成19年
3 月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

平成19年3月9日（金曜日）

議 事 日 程

平成19年3月9日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第26号についてまで

追加日程第1 追加議案第1号 舟橋村副村長選任の件

追加日程第2 議員提出議案第1号 舟橋村議会会議規則一部改正の件

追加日程第3 議員提出議案第2号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	竹島貴行君
2番	前原英石君
3番	三鍋芳男君
4番	嶋田富士夫君
5番	竹島ユリ子君
6番	中田文夫君
7番	吉田清君
8番	堀田一俊君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長	金森勝雄君
収入役	田鍋司君

教 育 長	塩 原	勝 君
総 務 課 長	古 越 邦 男	君
住民環境課長	高 島 宗 明	君
出 納 室 長	笠 田 恵 雄	君
代表監査委員	平 野	正 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	吉 田 昭 博
---------	---------

午前 9時05分 開議

議長(中田文夫君) ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成19年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長(中田文夫君) 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番 竹島ユリ子君。

5番(竹島ユリ子君) 皆さんおはようございます。

任期最後の質問といたしまして、通告してあります次の3点について質問いたします。

質問の第1点は、保育所への看護師の配置についてです。

遊びの活性化と安全管理上の見地から、看護師の必要性について村長と担当課長に質問いたします。

看護師は、これからの医療の担い手として必要不可欠です。看護師が配置されることにより、健康管理、安全管理面の配慮として、周りの子どもたちの状況に目を配ることができるのではと考えます。

心のつながりを大切にしながら、相手の立場でともに考え、ありのままの姿を温かく受けとめ、見守り、心の動きに伝えられるなど、子どもたちの内面を深く理解できることでしょうか。親の立場や保育士の立場、子どもたちの立場でともに考え、ありのままの姿を温かく受けとめ、見守り、伝えられる体制づくりが、特に今の時代必要ではないでしょうか。例えば健康管理面では、日々の保健衛生、感染症、ウイルスへの対処等、虫歯や風邪などにおいては、思わぬときに痛みを感じたり、突然発熱したりしたときなどの対処、また安全管理面では、不審者対策やクマ対策、また大小にかかわらずけがをしたときの対策など、不測の事態に備えての対処及び指導の機会として、それによって子ども自身が危険を回避し、安全な行動をとることにも結びつくことでしょうか。また、よりその指導にも力が入るのではないのでしょうか。

こうした保育所全体としての行き届いた受け入れ態勢が、転ばぬ先の杖となり、より

子どもたちの心をはぐくむ素地となっていくはずです。

このような観点に立って保育所の現況はどうなっているのか。看護師が配置されているのかされていないのか。もし配置されていないとすればなぜなのか。看護師配置の必要条件や制約があるのか。現状の保育士だけで安全管理の対応が現場において十分であると認識されているのでしょうか。担当課としてどのように把握されているのか。現況を把握された上で看護師の必要性についてお聞かせください。

質問の第2点目、ことし供用開始される京坪川河川公園は、平成7年から11年をかけ村民の憩いの場として、また自然にあふれた公園として、ことし完成を迎えました。これを機会に、より多くの人たちに親しまれる憩いの場としてどのように対応されていくのか。有効利用面、維持管理面、協働社会の確立面より村長にお伺いいたします。

まず初めに、有効利用面についてですけれども、京坪川河川公園をただ利用してもらっただけではなく、子どもからお年寄り、各種団体、村内外の関心を一層高める視点に立って、それぞれどのような有効利用を望まれるのかの意見集約も必要と考えます。例えば桜並木通りに、桜の季節、ふなはし祭り、その他のイベント開催時に、例えば、ちょうちんや舟橋村をイメージした常夜灯設置などのライトアップを試みるなど工夫を凝らした公園づくりが必要と考えますが、今後の有効利用面においてどのような構想を持って対応されていくのか、村長のお考えについてお伺いいたします。

次に、維持管理面についてですけれども、京坪川河川公園の維持管理費は、年間どの程度と試算していらっしゃるのでしょうか。すべてを業者委託していたのでは、財政的に厳しい時代にそぐわないのではないのでしょうか。例えば、児童公園の管理におきましては、JETの会の団体が年次計画の一つとして携わっていらっしゃいました。また、昨年からは、村の有志の方によるボランティア活動として管理して下さっている現状があります。心からその思いと行動に深く敬意を表したいと思っております。ただ、私たちはそこに何を学ぶべきなのか。住民一人一人が愛する地域を、そして愛する気持ちと行動をしっかりと次代にバトンタッチしていくためにも、そうした厚意ばかりに甘んずることなく、ぜひ行政としても、よりよいシステムを構築して提案していくことが大切ではないかと考えます。

そこで提案であります。新年度実施のクリーン月間における清掃活動ともリンクさせるなど、維持管理削減に向けての一つの選択肢とされたらどうかと考えます。いかがでしょうか。

最後に、協働社会の確立面についてですけれども、村長の提案理由説明の中で、総合計画後期基本計画の最大のテーマは、住民と行政の協働した地域づくりとおっしゃいました。また協働社会とは、住民ができることは住民が、地域ができることは地域が、地域住民ができないことは行政が行うことと言っていると思います。私も同感であります。

特に今後、単独村政を選択し推しはかっていくことを決意した当村においては、村民と行政が縦の関係でなく横の関係として、お互いの特性と立場を理解し、情報を共有して協力していくパートナーシップが必要不可欠だと思います。そのためには、決して行政主導の形式的な参加ではなく、地域づくりの主体としての住民の参加が大切です。協働の自発性が喚起されることで、そこから派生したよき習慣がすべての自治活動に発展していくのではと思います。

そこで、まずその足がかりとしても、ことし供用開始される京坪川河川公園の有効利用、さきの質問の維持管理面につきましても、住民・地域・行政の協働が望まれます。そのためには、より多くの利用者に親しみを持ってもらうことが大切ではないでしょうか。

京坪川河川公園を、本村のメインパブリックパークとして、愛称や標語などを一般公募し、さらなる地域づくりに携わる住民の絆づくりの一助にされることを望みますが、いかがでしょうか。

質問の第3点、農地提供者による休耕田の有効利用についてです。

現在、営農組織の歩みとともに、積極的な地産地消の取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

地域でとれた安心で新鮮な農産物を地域の方へと、生産者、消費者が直接結びつく独自のシステムを構築し、地域農業を元気に魅力あるものへと導くためのテコ入れをすることも、農業後継者育成への一つの足がかりになるのではないのでしょうか。

他県で行われている成功例に学ぶということも、これからはとても大切になってくるのではと考えます。例えば、他県で既に実施している例を挙げてみますと、村が農地を借り上げて一般に貸し出す村民農園や、農家が直接参加者に手ほどきしながら集荷量を上げるなど収穫参加型、体験型の農業を「農業カルチャースクール」としてとらえ、農家経営のシステムとして成り立たせていらっっしゃいます。また、NPO法人として学校給食への野菜の提供を図り、食育教育への一翼をも担っていらっっしゃるようで

す。

野菜の供給を通じて、子どもたちに旬の野菜を食べさせ、本当の野菜のおいしさを知ってもらおう体験サポートということもやっています。農家から直接購入する野菜は、市場で仕入れる野菜とは異なって収穫が天候に左右されやすく、また収穫した野菜の見た目がふぞろいなため調理士さんの加工の手間も余計にかかるため、栄養士さんも、通常のように献立を考えてから食材を発注するのではなく、その時の旬の野菜ありきで献立を数パターン考えるという、逆のプロセスを踏んでいらっしやいます。でも、新鮮な野菜を食べた子どもたちはちゃんとそのおいしさがわかり、好き嫌いの多い子どもも給食をたいらげるというケースも珍しくないそうです。栄養士さん、調理士さんはそんな子どもたちの反応を見て、「ちょっと手間がかかるけど頑張ってみよう」と思ったのだそうです。

また、生産農家との連携により、野菜の契約栽培を実施し、地場野菜を給食の食材として取り入れ、「どこの畑で、だれが、どんな思いで、どのように栽培したか」を生徒に伝えたり、生産者の写真入り絵たよりを配布したり、また生徒が野菜を食べた感想を農家の方に届けるフィードバック 受ける側から送り先へ反応、意見が戻っていくという形も試みていらっしやいます。そうすることで、地域生産者の農業への取り組み方にも張りが出てくるでしょうし、生産者と消費者（子どもたち）との心の交流にもとても役立って、地域を愛する子どもたちの育成においても、とてもすてきな試みではないでしょうか。

給食を栄養バランスにすぐれた食事をとる機会としてだけでなく、このように食育の材料としても活用されているわけです。

現在の舟橋村にとって休耕田はないようにお聞きしていますし、財政面から見ても農地の借り上げという手法はふさわしいとは思えません。ただ、先行き不透明な農業には、農業経営者の高齢化、後継者不足と明るい展望が開けず、さらなる農業離れが懸念されます。

村長が掲げておられます重点プロジェクト1の中で、「楽しむ農業を行うためのシステムの構築」とあります。私が一例として挙げましたシステムの可能な部分を導入していくことも、健康で魅力的な村民生活をはぐくむとともに、良好で魅力的な都市近郊農村としての環境形成や農地の保全、さらに農業後継者育成を図ることにつながるのではと考えます。ひいては、地産地消から村の特産物へと夢も広がるのではと思われませんが、

そのお考えについて村長にお伺いいたします。

以上。

議長（中田文夫君） 生活環境課長 高畠宗明君。

生活環境課長（高畠宗明君） 5番竹島ユリ子議員さんのご質問にお答えいたします。

保育所の看護師の配置の件であります。児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準が定められています。

乳児の保育を行う保育所の職員の配置については、保育士のほか乳児9人以上を入所させる保育所にあつては保健師または看護師1人を置き、乳児6人以上を入所させる保育所にあつては、保健師または看護師1人を置くよう努めることとされていますので、現在保育所に乳児が6人入所していますが、看護師等は配置しておりません。

現在の入所状況は、0歳児6人、1歳児17人、2歳児15人、3歳児33人、4歳児26人、5歳児40人の計137人です。また4月の入所予定者数は111人で、そのうち0歳児は2人と聞いております。

次に、保育所の安全管理につきましては、日々の保育所生活の中で、子どもの様子を注意深く観察し、その小さな変化の気づきから、疾病やけがなどの早期発見に努めていますが、万一保育中にけがをした場合は必ず所長に見せ、応急処置をし、役場の保健師と連絡を取り、医師の受診が必要な場合は、保護者に連絡し子どもが不安がらないように担任が付き添ってタクシーで病院へ連れて行き対処しております。

保健衛生につきましては、衛生上の問題が起きた場合は、集団に広がりやすいので嘱託医や役場の保健師の指導を受けて、職員及び子どもの手洗いを徹底し、保育室やおもちゃ、砂場など子どもの生活環境の消毒を行い、予防や保護者への周知徹底に努め、保護者との連携を十分に図っております。

また毎月、保育所では役場の保健師などを交えて職員会議を開催し、安全管理及び保健衛生につきましてはの研修を行い決定したことは、全職員の意思統一のもとで保育を行っております。

ただいま申し上げましたことを日々の保育生活の中で実施し、また役場の担当職員や保健師との連携を十分に取ながら保育をしておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 5番竹島ユリ子議員さんのご質問にお答えいたします。

さきに生活環境課長が言いましたとおり、保育所への看護師の配置につきましてはそのとおりでございますけれども、今後のいろんな保護者等、あるいはまた子育て支援といういろんな視点から、高質な保育体制も望まれてくる時代であろうと思っている次第でございますので、そういった保健師等の配置をされている先進地といいますか、モデルになる保育所等があれば調査いたしまして、研究を深めてまいりたいと思っておりますので、その節は皆様方のご理解もお願いしたいと思いますので、この席をかりましてよろしくお願い申し上げます。

それでは、京坪川河川公園を地域のシンボルについてであります。

竹島議員おっしゃるとおりでございますけれども、皆さんご承知だと思いますけれども、平成8年に、京坪川河川公園がテニスコート（3面）も含めた面積約3,400平米、そしてまた県の二級河川京坪川の河川区域を含めたものでありまして、都市計画事業の認可のもとに開始したものでございます。そのねらいは、京坪川の自然と語り、緑香る水辺のハーモニーを基本テーマに、スポーツ、レクリエーション、自然及び野鳥の観察、また新たに住民となった人々のコミュニティーの場として、すべての住民が楽しく憩える「水と緑に囲まれたうるおいと安らぎのある公園」として、今年度まで、埋蔵文化財包蔵地内に位置していることなどを事由にいたしまして、3回にわたり実施計画を見直しいたしまして、今年度末に完成する予定となった次第でございます。

ご承知のとおり、昨年11月3日には、この河川公園敷地内におきまして、北日本新聞社との共催によりまして「あしたの森・舟橋」という大きなイベントを開催させていただきました。ご承知のとおりこのテーマは、「未来につながる緑の空間をつくる」という植樹をねらいとしたものでございますし、当日は村内外から、村内では保育所の児童から一般の方まで、あるいはまた高齢者の方にも参加していただきまして、参加人員約750数名だったと思いますが、そういう方々に舟橋村の花でありますサツキ、ツツジを植樹させていただいた次第でございます。我々の村といたしましてもシンボルになっている河川公園であると位置づけをしている次第でございます。

このたび議員から、子どもからお年寄りまで多くの方が利用できる公園、また、イベントを開催するなどの有効利用方策やボランティア活動による維持管理費の削減など、住民・地域・行政による協働社会の確立面からのご提言をいただいたものであります。私もこの件につきましては賛意するものであります。

特に住民の方々に親しんでもらうための愛称や標語の募集は、よいアイデアだと思っております。また、年間350万円余りの維持管理費をいかにして削減するかも大きな課題であると思っております。議員ご指摘の住民・地域・行政の協働がぜひとも必要と考えておる次第であります。

しかしながら一方、協働型社会を実現するためには、各種イベントや維持管理等を含めて、むらづくりのあり方、すなわち住民の意識の醸成が最も大切だと思っております。議員がご提言されました有効利用及び維持管理、さらには協働社会の確立面からも今後十分調査研究してまいりますので、何とぞご理解、ご協力のほどお願いいたします。

次に、遊休農地の活用を足がかりにした地産地消や食育の取り組みについてであります。

本村の農業は、ご承知のとおりほとんどの農用地が水田であります。農業経営者の高齢化や後継者不足が加速していることから、遊休農地の発生が懸念される状況にあります。このような中で、議員さんがご質問で提案されました直売所や村民農園など、生産者と消費者が直接結びつくシステムづくりは、地域の活性化をはじめといたしまして、郷土愛の醸成や後継者の育成など、村に大きな効果を与えるものと考えておる次第であります。

また、本村の農業部門別産出額では、米が大半を占め、畜産、野菜ではネギ、ニラと続き、転作の基幹作物として大豆が生産されております。また、生産される品目数が本村の場合少ないものでありまして、近年の米価低迷が経営安定に与える影響は極めて大きい状況にあります。

こういった観点から、昨年度「舟橋村の農業を創造する会」の提言にもありますが、新規作物の導入による複合経営の推進や直売所の設置も検討課題であると認識しているところであります。

しかしながら、現在、本村の方針といたしまして、集落営農組織や認定農業者などの担い手を育成し、その担い手に農地を集積いたしまして、経営の安定を図るための施策を展開しているところであります。村が農地を借り上げ一般に貸し出す村民農園を推進することは、この方針に逆行することでもあり、不可能なことと考えておるものであります。

次に、ご質問の中で、子どもたちの食育のことについて触れられたわけでございます

が、子どものころから食べものに対する興味を育て、食の大切さを学ぶことは非常に大切なことでもあります。村では、特産品研究・開発事業としてエダマメの試験栽培を行っておりますが、今年度、食育の一環といたしまして保育所の児童にエダマメを収穫し試食していただきました。保護者からも共感を受けるなど大変好評でありました。来年度は、苗づくりの段階から幅広く子どもたちに体験していただき、自分たちが手がけた豆を食べていただこうと考えております。

そのほか村内で生産されている作物についても、何か食育につなげることができないか検討してまいりたいと考えております。

また、特産品研究・開発事業におきましても、販売経路や栽培農家の育成・確保につきまして、継続して検討していきますので、その中で竹島議員が提案されました地産地消をも念頭に検討してまいりたいと思います。

何とぞご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（中田文夫君） 竹島ユリ子君。

5番（竹島ユリ子君） 今ほど担当課長と村長の答弁ありがとうございました。

再質問といたしまして、2点ほどお伺いしたいところがございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、担当課長より看護師の配置はしていないけれども、日ごろ保育所生活の中で、所長をはじめ職員、そして役場の保健師との連携を十分に取りながら、安全管理面や健康管理面についての保育をしているとのことでした。私も現場での状況を把握してはおりますけれども、現状においては大変厳しいものがあるように私は感じ取ってきたわけです。例えば感染症や母乳保育、また判断による大きな誤りや問題点、そして苦情処理など現状の137人の対応に日ごろ努力していらっしゃる姿には大変感謝しているところでございます。

担当課長からの答弁はわかりやすく、理解しているところでございます。ありがとうございました。

そこで、村長に1点質問しようと思っていたのは、今ほど答弁ありましたので、それはそれといたしまして、ただ看護師の配置につきましても、児童福祉法では最低基準が乳児が9人以上は保健師や看護師を1人置くと。また6人以上の場合でも、入所される保育所にあっては、保健師や看護師を1人置くよう努めることとされている。そういう

中で、現在保育所の乳児が6人入所しているということですが、4月からは2人になるという声も聞いているわけです。現状の中でこういう状態であったならば、保育所におかれましても、やはり最低の基準の看護師の配置などについてはご理解されているとは思いますが、その現況についてのご説明が少し不十分であったかなと思っているわけでございます。これについて、村長か担当課長の説明を新たにお聞きできればと思っております。

今後増える可能性も見受けられるわけですが、先ほどおっしゃいました村長の答弁の中でそれは十分理解できておりますので、今後は大切な保育所の子どもたちによりよい生活ができるようにしていただくためにも、そのような配慮も考えていっていただきたいと思っております。

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 竹島ユリ子議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

先ほど担当課長のほうから現在保育所で預っている児童の内容を説明したわけでございます。その中で0歳児が6人ということで報告させていただきました。

保健師または看護師の配置は6人を超えた場合、6人も入るわけでございますので、当然でないかというご質問の趣旨だと思っておるわけでございます。いずれにいたしましても、我が保育所の場合は、どこでもそうだと思いますが、要は保護者の方にこういう体制、要するに看護師もおる、あるいはほかの面でしっかりとした保育体制を整えているから入所申し込みは可能でありますよというのが私は自然だと思うんです。

今まではどちらかといいますと、今までの経過はいい、悪いでないのでありまして、私がもう一つ言いたいのは、私ところは生後7カ月の乳児を預っているわけです。ですから考えていただきたいと思うのですが、4月時点で予定日というものがあるわけですが、その後に入所される方もおいでになるわけです。それが把握できないという問題、ですから年度途中の幼児も含めまして6人になっていると思うんですが、いずれにいたしましても、こういった客観的に6人の方を預っているものといたしまして、今後とも十分そういったニーズにお応えするように努めてまいりたいと思っておりますので、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、十分調査研究してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中田文夫君） 4番 嶋田富士夫君。

4番（嶋田富士夫君） 4年間にわたりつたない質問に真摯にお答えいただき、まこと

にありがとうございました。

それでは私の質問に移ります。

私はことし村にあるデイサービスセンターに半日ですが入所体験をしました。介護される利用者が嫌がらない自然の事業者のサービスには好感を持ちました。何人かの方は「家にひとりではぼっとしているよりは、ここに来て人の顔を見ているだけでも幸せだ」と言われます。そのほか幾つか感じることもありましたが、皆さんはできるだけ家の人に面倒や迷惑をかけないように一日一日頑張っておられることと深く感じて、昼食をいただき帰りました。

それらの事業も景気がよくなったため、一般企業に人材が流れて人手不足が進み、サービス低下につながる不安があると言われます。管理者の村長さんには、サービスセンターが介護を受けられる高齢者により施設でありますようお願いいたしまして、地域包括支援センターについてのお尋ねをいたします。

高齢者の生活を総合的な支えていくための拠点として、市区町村が主体となって18年4月から包括支援センターとして新しく設置され1年になろうとしています。村長は、第3期介護保険事業計画の中で高齢者の将来の生活や介護の姿を見据えながら、明るく活力のある超高齢化社会の構築、介護保険制度の持続可能性、社会保障の総合化を基本的な視点として、予防重視型システムへの転換を柱に、地域の特性を生かし、身近な環境で多様なサービスを提供する地域密着型サービスの創設などを述べられております。

また介護給付の抑制や地域でのきめこまやかなサービス、生活機能低下の早期発見、成年後見制度の活用、虐待の発見や防止などがうたわれています。

現在、舟橋村の現場では、導入から日も浅く、要領もはっきりせず、一人兼務をしながら手探りで事業を行っているのが実情のようでございます。また支援をしようにも、当事者、該当者が嫌がってなかなか話が進まないとも聞いております。

制度自体は理想的なものかもしれませんが、行政コストの効率化が叫ばれる今、よそとの提携はあるでしょうが、社会福祉士や主任、ケアマネジャーなどの置けない舟橋村のような小さな自治体では、人口規模や責任認識は小さいとは言え、それらの負担が大きいのではないのでしょうか。それらを踏まえて大変難儀なことと思いますが、今後の活動計画をお答えください。

2番目といたしまして、公益通報者保護法についてお尋ねいたします。

質問に先立ちまして、舟橋村においてはそのような背景や兆し、また何の根拠もない

ことを申し上げておきまして質問に入ります。

近年、事業者内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになり、社運を左右するような大きな要因になっています。通報が正当と認められるには幾つかの条件があります。不正な目的ではなく、通報内容が真実であると信じられる相当の理由があること、そのほか内部に通報すると不利益な取り扱いをされるおそれがある場合や、証拠が隠滅されるおそれや人の生命、身体の緊迫した地域がある場合とか、その他幾つかあります。事業者のそうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇、降格、減給や労働契約の解除などの不利益な取り扱いから保護し、事業者の法令遵守の経営を強化するために、平成16年に成立し、18年4月から施行されました。公務員にも適用されるそうです。ガラス張りの村政をモットーとされる舟橋村政においては、このような声は絶対ないこととは思いますが、このようなことが起きた場合にはケース・バイ・ケースであると思いますが、どのような対応がベターだとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

3番目に、農業問題について質問いたします。

過去、多くの議員さんもされており、またかという感じをお持ちかと思いますが、よろしく願いいたします。

欧州からの鉱物資源が既に無税化されており、EPAの加速を目指す政府の経済財政諮問会議の民間議員からは、関税撤廃の道しるべを求めるとされているし、農水省は農業分野の関税が完全に撤廃されると、食料自給率が12%に低下し、農産物の価格下落分を補てんするだけでも毎年2兆5,000億円の国内対策が必要になると試算しております。いずれ日豪EPAが再開され、農産物の重要品目の扱いが争点になるのは間違いのないことと思いますが、なし崩しに交渉が進めば、日本農業は壊滅するかもしれないと言われます。戦後最大の農政改革と言われる品目横断的経営安定対策は、日本の農業を守るがけっぴちの対策で、これがだめだとダメージの大きさははかり知れないものがあるだろうと私は思います。

外国の鉱物資源を輸入製品化し、それを輸出して国づくりの根本にしている日本が、GDP比率の低い農業にある程度の犠牲は仕方ないとの政府の姿勢がちらちら感じます。従来の日本農業は、日本の風土に適した水稻栽培を中心に発展してきました。農民は農地を守るという特別な意識はなくても、自然に農地や地下資源を守り、自然環境なども守ってきたと私は思っていますが、いろんな国内外の悪条件も重なり、それも年々困難

になりつつあるのが現状ではないでしょうか。今までお互いの信頼で結ばれていた農地の貸し借りも、今回の安定対策で耕地農地の拡大を図るため、強引な農地の貸しはがしのトラブルが全国的に拡大しているようです。

村長は、村の農業施策は集落営農を核にすると言われます。それは日本農業の将来の不透明さから考えると、当然なことであろうとも私は思います。

舟橋村においても、水稻耕作の地域格差が大きくなってきているのではないのでしょうか。現在、私の仏生寺地区では、農地の整備の考えはあまりなさそうでございます。地域の若い人たちに農業の思いを聞いても、親ができなくなれば自分は農家をやめると言います。私自身は自分が農作業ができる限りは、損得は抜きにしてでも集落の共同作業などにも積極的に協力するつもりであります。将来どんな立派な組織ができて、農業所得の低下が進めば作業効率の向上が求められ、耕作条件の悪い地域の農地は放棄されるのは間違いないでしょう。また放棄田であっても、租税公課や負担金はかかるし、草刈りなどの農地の管理はせずに地区に迷惑はかけられないし、他人に頼めば経費のかかることでもあり、負の遺産になることは間違いないことだと思います。

農村でもいろんな職業を持った人も増え、共通の話題も少なくなり、また地域の人間関係も希薄になり、地域への愛着も薄れ、中山間地などでは住み慣れた家や部落を捨て、町に出てくる人の気持ちも十分わかるような気がします。私の地区の農地の問題は、村当局に相談やアドバイスを受けることはあると思いますが、問題自体は地区でしか解決のできないことだと思っています。このような状態で後継者のいない将来に私は大きな不安を感じます。

今後このような事例は本村だけでなく、全国に多発すると考えられます。農村に担い手がなくて耕作放棄地が増加し、だから株式会社が参入するしかないという議論もありますが、株式会社が農地を所有して農業に参入するメリットは何か。もし、農地を所有した会社ももっと大きな、例えば海外資本などの会社を買収されたら、農地が農地として利用される保証はないのではないのでしょうか。今後の農業に何が必要なのか、村長のお考えがありましたら、お聞きいたしたいと思います。

最後に、村長におかれましては、村民の皆様の安心・安全を守り、また舟橋村に住んでよかったと喜ばれる施策に邁進されることをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 4番嶋田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず初めに、地域包括支援センターの活動状況でございます。

議員ご指摘のとおり、舟橋村地域包括支援センターの設置につきましては、昨年の4月1日に設置されたところでございます。これにつきましては、国の介護保険法の一部改正等がございまして、介護支援から介護予防へ移行するという施策の転換に基づいたものでございまして、我が村におきましては、先ほどケアマネジャーの話もされましたけれども、うちの保健師はケアマネジャーの資格を持っておりますので、そういった設置をできたわけでございます。今後そういったケアをいかに施設的に活動していくかということが大きなテーマだと考えております。

そこで、地域包括支援センターはどんなことをやっているのかということにつきまして、保健師から資料をもらったものでございますが、ご説明を申し上げたいと思います。

地域包括支援センターは、介護保険制度に位置づけられた地域支援事業を実施する機関でありますので、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進するための事業を展開するものであります。

地域支援事業につきましては、大きく分けて3つの事業があります。1つは介護予防事業であります。介護予防対象者の選定や介護予防サービスの提供、特に特定高齢者対策及び全高齢者を対象とする介護予防事業（一般高齢者対策）でございます。後ほど数字的に言いますけれども、国の指導等を受ける方が激減した、事業が低下したというのは、この特定高齢者というのは何であるかというとらえ方に私は問題があったのではないかと考えております。それは後ほどにしまして、2つ目は、包括支援事業で、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、ケアマネジャーの支援事業であります。3つ目は任意事業で、介護予防給付費適正化事業、介護者の支援事業であります。

平成18年度の舟橋村地域包括支援センター事業の中で介護予防事業の特定高齢者対策では、基本健診の基本チェックリスト実施者114名から特定高齢者候補者9名を把握するとともに、その中で介護予防プログラムに参加が望ましい人3名。

ということは私は何を言いたいかといいますと、厚生労働省は高齢者人口の約6%と言っておりますが、私ところは0.6%だったということです。こういった現実から、支援センターの活動そのものが何であると言われる批判的になったのではないかと考えております。これを教訓にいたしまして、平成19年度からは、当然施策の転換を行っていかねばならないし、あるいはまた厚生労働省においてもそのような方針を

打ち出してくるものと私は期待しているところでございます。

そういうことで、今そういう方々がどうなっているのかといいますと、現在2名の方が通所型介護予防事業でサービスを受けているという状況でございます。この2名の方は、立山町末三賀のクリーンセンター内に、インストラクターから指導を受けるといふ機能を持った施設が、アピアスポーツクラブが指定管理者制度で委託を受けまして開設しておりますが、そこへ2名の方が行ってサービスを受けているという状況でございます。

先ほども言いましたが、当初、国では、高齢者人口の6%近くを特定高齢者に見込んでおりましたが、我が村では0.6%、10分の1ということになりますと、当然方向転換になってくるわけでございます。

一方、一般高齢者の介護予防では、各地区の高齢者サロンにおいて、運動指導士の指導による転倒予防教室を実施しております。パンフレットを配布するなど、地域包括支援センターあるいは介護予防の啓発普及に努めているところでございます。今後ともいろんな意味で、福祉、特に高齢者を対象にした予防事業を展開してまいりたいと思っております。

平成19年度は、特定高齢者対策では、65歳以上の方の基本健診受診率の向上を図りまして、できるだけ多くの方が基本チェックリストによる生活機能評価を受けるとともに、必要に応じて介護予防サービスが受けられるように努めてまいり所存でございます。また、関係機関や関係団体との連携を密にいたしまして、特定高齢者の情報把握にも努めてまいりたいと思っております。

さらに一般高齢者対策では、各地区公民館での転倒予防教室の開催のほかに、社会福祉協議会で毎月開催しております講座「たべんまい家」にあわせまして、閉じこもり予防及び認知症予防教室の実施を予定しております。さらに高齢者サロンを実施していない地区を重点地区に設定いたしまして、高齢者の方々の実態把握を行うことにしております。何とぞこういった事業活動であるということをお含みの上、ご理解を賜りたいと思うわけでございます。

次に、公益通報者保護法についてお答えしたいと思います。

議員さんが指摘されたとおりでございますが、近年、事業者内部からの通報を契機として国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになったところでございます。このため、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不

利益な取り扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）の経営を強化するため、平成18年4月から「公益通報者保護法」が施行されたところでございます。この点につきましては議員さんご指摘のとおりでございます。

この法律の中での地方公共団体の位置づけは、1つには事業者である地方公共団体として内部通報を受ける。2番目には権限ある行政機関としての地方公共団体として所管事業者に関する通報を受けるとの二面的性格を有しておりますが、ご質問の趣旨は事業者である地方公共団体として、内部通報を受けた場合の対応が大丈夫なのかと理解しておりますのでご了承願いたいと思います。

公益通報の対象となる場合は、個人の生命または身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保、その他生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律に規定する罪の犯罪行為の事実等が対象となるものであります。

一方、公益通報者への保護対策は、公益通報を行った一般職員に対する取り扱いは通報したことを理由としての免職、降格、減給、嫌がらせ、雑務に従事させる等の不利益扱いをしてはならないとなっておりますが、保護要件として不正の目的でないこと、真実相当性を有することが設定されているのであります。

村といたしましては、これまでも住民福祉の向上に向け、各種施策に取り組んでまいりました。事業実施の基本は法令遵守と職員の指導に努めておりますが、人間の行うことに絶対という言葉はございません。今後も法が制定された趣旨に基づき、通報体制の整備と通報者の氏名などの個人情報漏洩防止対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

次に、後継者不足などによる耕作放棄地の増加が懸念される村の農業の今後のあり方についてでございます。

議員が心配されるとおり、後継者不足による遊休農地発生の問題は、本村においても重要な課題で、農地の受け手もつきにくい未整備田地域においてはさらに深刻な状況にあると考えております。また、ご承知のとおり、今年4月から始まる品目横断的経営安定対策をはじめとする国の新農業政策においても、支援の対象が集落営農組織や認定農業者などいわゆる担い手へシフトされ、農家にとりましてはこれからの農業経営を考える大切な選択期であると思っております。

昨年9月定例会で、堀田議員さんから「村の農業が生き残るための構想は何か」とご質問がありまして、私は、「農家の高齢化や後継者不足を考えると、集落営農の推進が

村の構想である」と答弁させていただきました。また、昨年12月定例会でも、竹島議員さんのご質問に対しまして、「農業を創造する会が実施したアンケート調査によると、経営主の7割、後継者の8割が営農組織化に賛成しており、集落営農の必要性が理解されていると考えております。この現状認識から、村の担い手育成総合支援協議会を核といたしまして、集落営農を中心とした生産組織の育成、さらにはそれぞれの経営体の充実強化に努める」と答弁させていただいたところでございます。

さて、村では昨年9月、担い手育成総合支援協議会を立ち上げまして、担い手の育成に取り組んでまいりました。さらに今年度から「農地集積流動化奨励金」制度を創設いたしましたまして、担い手への農地の集積と農地の有効利用を促進しているところでございます。

一方、最近の動きを申し上げますと、今年1月には、海老江集落営農組合を国の新農業施策の対象となるべく「特定農業団体」と認定いたしました。また、別の1地区でも新たな集落営農組織の設立に向け、現在話し合いが進められているところでございます。

村といたしましては、引き続き担い手育成総合支援協議会を中心に、新たな担い手の育成支援や既存の経営体の充実強化に努めるとともに、未整備地区の基盤整備につきましても積極的に地元へ働きかけていく所存であります。また、現在担い手のいない地区には、改めて「自分たちの田んぼは自分たちで守るんだ」という強い気持ちと危機感を持っていただくように努めまして、今後どのような地域づくりを目指すのか話し合っただけにとともに、ご相談に乗ってまいりたいと思っております。

今後とも大きな国の施策にかかわっております農業問題につきまして、皆さん方の温かいご理解とご支援をお願いする次第でございます。

以上をもちまして、私の答弁にかえさせていただきます。

議長（中田文夫君） 8番 堀田一俊君。

8番（堀田一俊君） 私は、村議会議員歳費の増額について質問します。

この4月村議選に当たり、私は後継者を選出するべく心あたりを当たってみました、承諾を得られず、若い人は職場の理解に問題があったり、出馬をお願いすると、「現在の議員歳費では勤めている若い人たちにお願いできない」との反応が返ってきました。

今日我が村は、有権者が2,094人、新しい村民が増えており、国重では有権者390人のうち昔からの村民は1割もいません。従来慣行にとらわれない新しい発想、新しい感覚が村政に反映されることが当然であると私は思いますので、歳費が出馬決断

の障害になっているとすれば残念なことだと思います。歳費の増額が若手出馬のために必要と思いますが、村長の見解を求めます。

以上です。

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 8番堀田一俊議員さんの議員歳費の増額についてのご質問にお答えいたします。

平成18年4月1日現在、平成の大合併が進みまして、全国の村の数は197になりました。各自治体での議員報酬額は、人口2,000人以上5,000人未満の自治体が77ございますが、本村はその中でも低いほうから15番目の位置にあります。

目下議員の皆さんには、政務調査費等の支給もなく、少ない費用で議会活動に務めておいでになります。心から感謝申し上げる次第でございます。

私は、現下大変厳しい財政状況の中でも、今後のむらづくりは、住民と行政との協働が何よりも大切になっていくものと推察しているところであります。すべての人が役割を持ち、自身の持てる能力を発揮して自己実現できるむらづくり、つまり住民一人一人が地域づくりに寄与することが最も大切なことと考えておる次第であります。

その手法といたしまして、まず住民そして職員が地域活動へ積極的に参加することが必要だと考えまして、舟橋村クリーン月間や職員による庁舎敷地内の清掃を実施するというのを今年度考えている次第でございます。

このような中で、行政運営には、何よりも住民の方々の理解が必要であります。議員報酬額等につきましても、議会活動や役割を十分考慮いたしまして、今後前向きに検討してまいる所存でございます。何とぞご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（中田文夫君） 3番 三鍋芳男君。

3番（三鍋芳男君） おはようございます。任期最後の質問をさせていただきます。

私は、舟橋村の防災対策ということについて質問させていただきます。

平成13年5月以来の5年9カ月ぶりで去る2月27日、当竹内地区で民家が全焼いたしました。そのとき、消防団、近隣の市町村の皆さん、村長さんをはじめ役場の職員の皆さん、舟橋村民の皆様方には大変ご迷惑をかけ、またご協力いただきまして感謝申し上げます。特に中田団長さんをはじめ消防団員の皆様方には、夜中じゅうの警戒をし、消火を何度もしていただきまして、本当にありがとうございました。

私自身はサイレンを聞いて現場を見たころには、真っ赤な炎が立ち上っていました。水が必要だと思い、まず駅南駐車場の横にある水門を小学校の教頭先生の協力をいただいて水をせき止めました。その後、大水門まで車で走り、水を多く流すようにしようと思い駆けつけたわけでございます。しかし、例年より京坪川の水が少なく、これは立山町鉾ノ木地区で水路の工事を行っているためであったのだろうかと思うわけでございます。また、用水にごみや草木が覆いかぶさり、思うように水が流れない状態であり、ともかく少しでも多くの水を流すように努力いたしましたが、火事現場まで水が届くのに約20分ほど時間がかかりました。火事現場での見学者からは、消火栓から十分な水が出ていないという話も聞きました。一斉に水を放水するために、上水道の圧が弱くなるのか、また部分的に水が足りなくなる状態なのかいろんな要因が考えられます。

今回の火事で全焼した本人に一番不注意があると思いますが、当時乾燥もしていたし、いろんな悪条件が重なったかと思います。

今後は、消火栓をもっと増やすとか防火用水の整備や土嚢等の準備が必要と思われる。村長の防災計画についてお聞かせください。

もう1つですが、平成14年10月5日に、天然ダムによる大土石流を想定した防火訓練が行われました。常願寺川において、今から約149年前、安政5年の大震災が発生しており、大災害においては迅速な情報伝達や応急対策とともに、村民の避難が重要になると思います。先般の提案理由の説明の中に、「安全で安心して暮らせるむらづくりに向けて」の中で、地域の安全対策の確立に向け、洪水対策のために立山町と共同で作成するハザードマップの作成委託料が19年度の予算に380万8,000円計上してあります。また、毛布、スコップ等、災害時用品を備蓄することにも村民は期待しておりますので、早急をお願いいたします。

私も、平成18年3月議会で一般質問いたしましたが、日ごろからの防災対策や訓練が必要だと思います。「災害は忘れたころに起きる」と言われます。村長の考えをお聞かせください。

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 3番三鍋議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、先日竹内地内で発生いたしました火災で被災された方をはじめ、地区の皆様には衷心よりお見舞いを申し上げます。

当日は、私はすぐ現場に駆けつけまして作業を見守りましたが、村消防団の皆さんは

もとより、立山署、上市署、水橋署や各分団員の方々の機敏で統制の取れた消火作業に感心いたしました。また地区の皆さん方も懸命に消火作業に協力された結果、延焼を食い止めたのだと思っている次第であります。改めて消火作業にご協力いただきました関係各位に感謝申し上げる次第であります。

ただ残念なことは、翌日火災連絡を受け、一番先に現場到着した村消防団の皆さんからは、「ポンプ車を県道富山上市線に横づけし消火作業を開始したが、用水路に水がなかったので消火栓から放水し消火に努めた。自然水利（用水路）から放水できればもう少し早く鎮火できたのではないか。ただ、実際に用水路に水が来たのは消火作業も終わり近くなった時期で、しかも現場で鎮火号令が出た途端に水が来なくなってしまった。翌日の残り火の始末もできなかった」という報告を受けている次第であります。

一刻を争う緊急時でありますので、連絡体制がうまくいかないことも想像されますが、やはり水の確保は、用水経路を熟知しておられる地元の方をお願いするしかございません。

先日も30メートルを超える春の嵐が吹き荒れたように、フェーン現象の発生しやすい時期となってまいりました。今回の教訓を生かそうと3月5日付で私と中田消防団長の連名で、各自治会長さん方へそれぞれの地区で万一に備えた対応策、消火栓の位置の再確認や取り扱い方の確認、冬季間の用心水の確保などについてお願いしたところでございます。早速ある地区から消火栓の取り扱い講習の希望も受けたのであります。

村といたしましても、村消防団と協力いたしまして、地区要望にお応えしていきたいと考えている次第でございます。

ご質問のありました消火栓を増やす件、あるいはまた土嚢の準備等についての当局の考えを問うということでございますけれども、何よりも私は、啓蒙啓発というのを絶えず行う。これは交通安全にも結びつくことでございますけれども、私は一昨年、舟橋村安全なまちづくり協議会を立ち上げさせていただきまして、それぞれの方々がそのメンバーに参画していただいているわけございまして、そういった協議会を通じまして、ご質問ありました消火栓を増やすということは、今充足率は100%になっているそうでございますけれども、しかしながら今後の検討課題といたしまして、いろんな面での計画、あるいはまたそういった備えをするということに対して十分配慮してまいりたいと、かように思っているわけでございます。

そういうことで、いつも言っているように、皆さん方と一緒に、安全・安心という言葉

葉をいま一度改めて認識を新たにして、舟橋村のよき姿を守っていくことに努めてまい
る所存でございますので、今後とも温かいご支援を賜りますようお願い申し上げまして、
私の答弁にかえさせていただきます。

議長（中田文夫君） 三鍋芳男君。

3番（三鍋芳男君） 答弁ありがとうございます。

1点抜けておった点がございます。1つは、防火用水の件を質問していたのですが、
それが1点抜けておりました。

それともう1つは、消火栓が、私の質問の中で水が十分に出ていなかったということ
に関して調べていただいたのか、どういう状況でそうなったのか。もし本当に水が足り
ないなら、立山町さんが水が余裕があるという話も聞いておりますので、そこへどこか
へつなげる方法をとるとか、何かそういう方法で緊急の場合の対策というのはできるん
じゃないかなと思うんですが、その点1つお願いします。

それと、これは竹内だけではなく、舟橋村全体でもこの水の問題というのは言えるん
じゃないかなというふうに思いますので、強くそのへん考えるより即実行することが大
事だというふうに思います。

それと関連いたしまして、土地改良の総会がこの前もございましたが、農地・水・環
境保全で村も予算計上しておりますが、そういう中での工事の中で、用水路の整備等も
関連づけてする方法がないだろうかということも含めて考えていただきたいなというふ
うに思います。

それからこの前、協議会のときにも話が出たんですが、今携帯やパソコン等の性能も
すばらしくよくなっておりますので、緊急の場合の情報伝達を即送れる方法を考えてい
ただきたい。そうすれば少しでも早ければ大きな被害にはならなかったのかなというふ
うに考えます。

それともう1点、立山地区での工事、私もきのう現場を見てまいりました。その用水
には水が通っておりません。現場監督さんいわく、水が欲しいのなら流してあげますよ
というふうに言っておいでになりました。これは立山土木の発注らしいのですが、舟橋
の担当職員に聞いても知らなかったというような状況でありました。そのため、連絡網
というのはどのようになっているのかなというふうに私は感じますので、その点。

それともう1つは、今、新築の家では、火災報知機というのは当たり前になっていま
すが、既存の家でも将来的にはつけなければならないというふうに、2階の上がり口と

か台所とか寝室ということに決まっておりますが、その点、一般の人たちはいいんですが、ひとり暮らしの方が舟橋村にも結構おいでになると思います。そういう方というのは、村で出してあげるなり、補助をしてあげるなりという方法も考えられるんじゃないかなというふうに思いますので、5、6点ありますが、それについてお願いいたします。

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 三鍋議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず、消火栓の能力の件でご質問があったわけございまして、その関係は確認はしていないところございまして、ただ、我が村の給水体制は簡易水道であるということです。簡易水道というのはどちらかといいますと、管渠の太さといいますか、補助対象とかいろんなことがあるわけございまして、防火に耐えられる消火能力を持った消火栓を設置しているわけございまして、そういった能力が不足だった、水が不足したということについては今後のこともございまして、十分調査研究してまいりたいと思います。

ただ、今端的におっしゃったように、立山町が水が余っているからもらえばいいんだという発想といいますか考えは、非常に雑な話だと思っているわけございまして、例えばこれは行政区域ばかりでないですよ。要は物の根底は分水という言葉を使うんですが、立山町さんにしてもそれだけのお金をかけて施設をつくっているわけです。ですからお互いの緊密さといいますか、そういう話をしていかないで、いつも簡単にもらえという発想は非常に私は危険だと思いますので、この場をかりまして三鍋議員さんをお願いするわけございまして。

それから、火災予防にまつわるいろんな話もお聞きしたわけございましてけれども、私も前もって通告を受けておればそれなりの調査研究をしておくわけございましてけれども、後での再質問でありましたので、今後また次の機会に皆さん方と協議しながらお答えしたいと思っております。

いずれにしても、早急にという行政サービスはそのような時代感覚になっております。しかしながらスピード感だけでできないものもございまして。これは財政とかいろんなことがついて回るわけございまして、そう一朝一夕に即ということもできないこともあるということございまして、そういう点をあらかじめ皆さん方とご協議申し上げながら、安全で安心なむらづくりのために再度私も一生懸命頑張りますので、どうか皆さん方の温かいご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます、私の答弁

にかえさせていただきます。

議長（中田文夫君） 三鍋芳男君。

3番（三鍋芳男君） 先ほど言った防火用水路についてまだ聞いておりませんのと、立山町の件でございますが、もらうというけれども、私は例えば隣接しているところの管にメーターとかをつけて緊急の場合という意味で質問したわけなんで、ただというのではなくして、メーターをつけてその分かったものに関してあれするとかいうふうに思っただけで、その点またご理解いただきたいなというふうに思います。

先ほども私言いましたとおり、災害は忘れたころに起きるんだということをもっと考えていただいて、早急に対策をお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 三鍋議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

先ほど私が言いそびれたわけでないのでありまして、要は防火用水を整備しなさいと言われても、ご存じのとおり未整備田があるわけです。今三鍋議員さんところがそうなんですけれども、土水路なんです。あそこへ目いっぱい水を流したらどうなりますか。そういった危険もあるわけですね。だから言われることもわかるんですけれども、現状把握の上でそういったことをおっしゃっていただかないと、一方的に水は上から流れることでございますので、自然流下でございますので、そういったことも含めて考えていかないと、一方的に防火用水だから水を流せと。しかしながら幹線の水路と末端の用水は全然受け皿が違うんですね。ご承知のとおり、水は上で集まって下流で集積するわけです。水量が増えてくるわけですから、そういったことを考えていきますと、今おっしゃっていることを私はあえて申し上げるわけではないんですが、三鍋議員さんの地区はまだ未整備地区である。用水は土水路であるといったことに対応するようなことも考えていただかないと、おっしゃっている趣旨は生かせないと思いますので、ここを言葉を強くしたわけではないんですが、私はあえて申し上げなかったのはそういうことも意図しているということもご理解をいただきたいと思います。

議長（中田文夫君） 1番 竹島貴行君。

1番（竹島貴行君） 竹島貴行です。

早いもので、私が議員になってから2年がたち、今の任期最後の議会質問となりました。これまで右も左もわからぬまま手探り状態で活動を行ってききましたが、先輩議員の皆さん並びに当局の皆さんには、温かい励ましとご指導いただきましたことを、まずお

礼申し上げます。

さて、私は機会あるごとに、仕事とは計画をし、その計画を実行し、実行した結果を検証し、さらに計画の改善を行い仕事の本質を高めていくことだ。つまり民間では、これをプラン・ドゥ・チェック・アクションという表現をし、これらの頭文字をとってPDCAを回すと言います。仕事というのは理念、目標及び目的があり、それを常に念頭に置きながら進めなければなりません。そして必ず結果が問われるものです。その対価として給料や利益を得ることができます。こんなことを言うのは、多分何を当たり前のことを言っているんだと思われるかもしれませんが、言うは易し行うは難しで、経験上、現実には厳しいものであります。しかし、当村舟橋村においては日本一面積の小さな自治体として、村長が日ごろ言っている「キラリと光るむらづくり」を実現させるためにも、そして独立独歩を貫くためにも、何としても住民のための行政、住民から支持されるむらづくり、住民参画のむらづくり、住民が住みよいと感じるむらづくりを推し進めなければならないと考えます。それには、当局はもちろん議会も自ら「キラリと光る舟橋村」にふさわしい議会をつくり上げていくということを自覚し、精進していかなければならないと考えます。そして住民の皆さんが住みよい村として自覚できる地域づくりを目指し、議会の皆さん、そして住民の皆さんとともに力を尽くしていきたいと考えております。そんな思いを胸に秘めて質問に入りますが、村当局の取り組みが住民の皆さんに明快にわかるよう答弁を期待いたします。

まず第1に、むらづくりの施策として「自然・人・地域がきらめくむら」というスローガン、そしてスローガンを実現するための5つの目標と大綱、具体的な施策として4つのプロジェクトを掲げていらっしゃいます。これはインターネットのホームページ上で公開していることもあり、住民の皆さんも周知のことです。村長は第1日目の提案理由でもこの件について触れられ、努力されてきた旨を述べられました。そして19年度に向けての施政方針も述べられました。そこで、今までに村長が掲げる方針が職員にどれくらい浸透し、そして認識を持って仕事をされてきたのか、わかりやすく説明していただければ幸いです。

次に、今までに4つのプロジェクトが遂行され、ある程度の結果を当然に検証されていると思いますが、その検証の結果はいかがでしょうか。また、プロジェクト遂行結果による効果がどのように出ていると自己評価されているのか。そしてその結果を今後どのように生かしていこうと考えていらっしゃるのかお聞きします。

次に2つ目の質問ですが、住民参画の行政を目指すという視点から質問します。

さきに後期総合計画を立案するため、当局は住民にワークショップへの参加を呼びかけられ、住民の意見を総合計画に反映させようという意思を表明されました。これは住民参画の自治を目指す上で、今までにない画期的なことであると私は評価しています。このことは単なるパフォーマンスに終わるのか、今後を見守ることになりますが、第1日目にこのワークショップの結果を踏まえ、1.後期基本計画策定の目的、2.基本づくりの基本的な視点、3.計画策定方法、4.まちづくりの目標実現に向けた3本の柱、5.後期基本計画の重点施策といった内容の資料を提供されました。中身は非常によくまとまっており、私も住民の皆さんにその内容を報告していきたいと考えております。

そこで、このワークショップの試みはねらいどおりの結果を得ることができたのか。また一つの手法としてワークショップを活用し、そこに住民参画を実現することで行政を住民の身近な存在にしていくために、今後同じような試みをよりレベルアップして展開されることを考えていらっしゃるかどうかをお聞きします。

次に、3つ目の質問ですが、小学校校舎の耐震問題、増改築問題について教育長さんにお聞きします。

先般、耐震診断検討書を閲覧させていただきました。内容は、簡便で非常にわかりやすいものだったと思います。住民の皆さんも、興味のある方には教育委員会で事前連絡が必要かもしれませんが、閲覧させていただけるそうです。最近、社会を騒がせております耐震偽装問題もあり、関心を持っている方も多いのではないかと思います。行政に関心を持ってもらう意味でも多くの方に耐震診断はどのように検討されているのかを見ていただければと思います。私自身一級建築士ですが、当然診断すれば耐震性が不足しているといった結果が出ると考えておりました。

それはそれとして、先般私は学校を視察させていただき、建物の状態並びに学校という現場の問題などについて、校長先生や教頭先生に案内していただきながら、いろいろとお話を伺うことができました。その中で校舎の設備的部分がかなり老朽化していること、また学校建設当時の想定学童数と現在の学童数の違いによる校舎の容量の歪み、そして今の子どもたちの感覚に対応した教育への取り組みが大変であることを痛感して帰ってまいりました。当然、教育長さんにおかれましても、日ごろからこの現実に関心を砕いていらっしゃるかと思います。子どもを育てる、子どもを教育するという話はふだん簡単にしてしまいがちですが、実際に学校が抱えている大変さや現場の状況を把握せずし

てこの問題を議論するべきではないと思いました。

子どもを教育するには教育しやすい環境整備を行うことが理想ではありますが、財政問題などが立ちはだかり、慎重に前へ進めなければならないことは承知のとおりです。そこで、教育委員会では、どのようにこの問題に取り組んでいこうとしていらっしゃるのか。議会の中で当問題を協議していくためにも、教育環境のソフト面及びハード面についてお考えをお聞きします。

最後に、村長は舟橋村副村長定数条例を議案として提出されました。地方自治法第161条第2項の規定に基づき副村長の定数を1人とするといったものであります。

地方自治法第161条第2項とは、「市町村に助役一人を置く。ただし、条例でこれを置かないことができる」という条文であります。地方自治法では、この法律の施行規則一部改正により、助役を副村長と改めるものであります。副村長の業務は、助役の権限をより強化し、村長からの権限移譲における役割分担、責任分担を担い、村長とともに、村政のかじ取りにあたるものと理解しております。そのため、副村長が担う責任は非常に重いものであり、それをあえて条例として提案された村長の村政にかける決意は、一方ならぬ大きなものであると考えます。また、村長自らの責任において、副村長を支えるという義務も当然のことだろうと考えます。

平成の大合併で市町村合併が進み、行政体規模の大きくなった自治体が副首長を設けることはそれなりに理由がありますが、日本一面積の小さい舟橋村になぜという疑問が住民の皆さんから挙がってくるのは自然のことと考えます。

隣の立山町では、インターネットのホームページに行財政改革の取り組みを公開しており、行財政診断報告書も公表されております。そのような取り組みは舟橋村にも必要ではないかと私は考えます。全国の自治体が行財政改革に取り組んでいるという現実の中で、舟橋村があえて副村長を設けるということで、当村の抱える硬直化した行財政を改革方向につなげることができるという村長の考えをさまざまな角度や視点から熱く語っていただき、住民の皆さんに理解していただけるよう村長に努力していただきたいのです。そして副村長が就任された場合、副村長が力を発揮できるよう女房のごとく守ってあげていただきたいと思います。

私自身、この1カ月余り、この件を自問自答してきましたが、まだ整理できずに苦しんでおります。村長の説明を聞いて、熱意は感じるのですが、かわりに住民の皆さんへ説明するとなると、そこまでの理解はできていません。私自身、それを理解をするため

には時間をかける必要性を感じています。

日本一小さな村において「自然・人・地域がきらめくむら」をつくるため、このことが村長の大きな挑戦であり決意であると思ひ、成功を願うものであります。

そこで、村長の意図する副村長の必要性、そして副村長への期待、役割、責任、度量とは何か、改めてわかりやすく表明を願います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） それでは、学校の校舎の件につきましては教育長から答弁を願うことにいたしまして、私のほうから1番竹島貴行議員さんが質問されました3点につきましてご答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず、村が現状掲げている「むらづくりの施策」の遂行達成状況であります。平成13年に「自然・人・地域がきらめくむら舟橋」をスローガンに、「自然と共生のむらづくり」「活力ある村の骨格づくり」「健康福祉のむらづくり」「人と人々が協働してつくるむらづくり」の4つの柱をむらづくりの重点プロジェクトとした舟橋村総合計画が策定されたのであります。ご承知のとおり、総合計画は村行政を総合的・計画的に推進するための村の最上位計画に位置づけられるものであります。

本村の事務事業は、すべてこの総合計画に基づいて実施しているわけですが、社会経済が成熟化する中、予想を上回るスピードで少子高齢化、人口減社会、国際化、地球的規模に広がる環境問題などの深刻化、地方分権の推進等本村を取り巻く環境にも大きな変化が生じております。このような大きな世代環境の変化とともに村民のニーズもより多様化、高度化してまいりました。

このため、将来像実現に向けた地方分権の流れを的確にとらえ、自主自立のむらづくりを視点に、地域活性化への行政改革等、住民と行政が協働してむらづくりに取り組むため、後期基本計画を策定しているところでございます。

策定方法につきましては、前期計画の4つの重点プロジェクト82の施策に対し、現在77の施策に着手し、着実に成果を上げているところでございますが、既に着手している施策の継続的な推進と新たな展開を図るため、職員自らが主要施策の検証を行い、また広く住民の意見、要望、提案を酌み取るべく住民アンケートやワークショップを開催いたしまして、後期計画に反映してまいり所存であります。

今後も徹底した事務事業の見直しをいたしまして、議員が指摘されましたプラン・ド

ウ・チェック・アクションを実践していきたいと考えているものでございます。

次に、ワークショップについてお答えいたします。

ワークショップは、住民と職員相互の検討により、舟橋村の個性を反映した戦略的な事業や住民によるまちづくり活動を展開するアイデアを総合計画に反映するため実施したところでございます。

提案理由説明でも申し上げましたが、総合計画後期基本計画の最大のテーマは、住民と行政による協働社会の確立であると考えているものであります。今後とも住民の方々のアイデアやご意見をいただく場は必要でありまして、タウンミーティングやワークショップなどでその姿勢を継続してまいりたいと考えております。何とぞご理解のほどを申し上げる次第でございます。

次のご質問の趣旨を要約させていただくならば、国、地方とも厳しい財政環境にあり、行財政改革が大々的に叫ばれている中であって、あえて副村長制を導入する理由は何かとの質問であると受けとめております。

ご承知のとおり、このたびの地方自治法の一部改正は平成11年の地方分権一括法の施行から5年余りが経過しても、なお多くの面において課題があり、さらなる地分権を推進するために制度、運用の改革を行うことを意図的に行われたものであります。また、このことは、地方の自主性、自律性の拡大、あり方を求めたものであると理解しているものであります。

我が舟橋村は、平成の市町村大合併が進む中で、富山県さらには北陸三県では随一の村となり、また、今年2月には全国で一番小さな自治体として認知されまして、住民との役割分担による協働型社会づくりを施策に掲げ歩み始めているのであります。

私はこの現実を認識いたしまして、舟橋村の自主性、自律性を明確に村内外に発信することが極めて重要であると考えた次第であります。

そのためには、目下策定中の後期総合計画を着実に実現化するため、さらに行財政施策の立案、企画の分野を担うスタッフのかなめとなる職といたしまして、副村長を置くものであります。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（中田文夫君） 教育長 塩原 勝君。

教育長（塩原 勝君） お答えいたします。

学校の校舎の問題につきましては2つのことが混在しているのではないかと。ほかに

はほとんど例のない、ここ十数年間で生徒数も倍増、学級数も倍増するという、それに対応する教室等の確保という問題と、もう一つは、昭和57年の震度7ぐらいにも対応できる建物ということで、新建築基準の法律がなされる前に建っている建物についての耐震性能ということの問題ではないかというふうに考えております。

それで、耐震性能の問題については、平成17年12月の議会で30分以上も語りました。それから教室不足の問題についても同じく10分以上語ったと思っております。話が長すぎるとおしかりを受けたところでありますが、そういったことで、また会議録等を読んでいただければ十分おわかりかと思えます。

それでは、教室の不足問題で少し言いたいと思えますが、平成19年度は1学年が52名、2学年が43名というふうが増えておりまして、教室は小学校で11必要だと考えております。しかしながらおかげさまで特別教室等をすぐ教室に転用できるように、ここ数年間やってきていただいております。14普通教室を確保できる状態まで来ております。ですから、微妙な生徒数が急に2クラスに増えたとしても即対応できます。じゃ、何も問題ないかということではなくして、本来のいろんな作法室、図工室、児童室、家庭科室、その他特別教室をどんどん普通教室に対応できるように変えてきた結果、14確保しているわけで、もし14にまで増えたら、特別教室はほとんどないという状態になるわけでありまして。

それでいろいろ試算してみましたところ、平成20年度は12教室、21年度は13教室、そして平成22年には小学校で14、その14が平成24年まで続き、その後徐々に減っていくというようなことが考えられます。1、2の移動はあっても、おおよそ見通すことができるわけでありまして。そうしますと一番厳しいのは、平成22、23、24で特別支援教室を入れまして14必要であると。そのときにはいろんな実習を伴う特別教室はすべて普通教室になっているということになるわけでありまして。これが正常なのかどうなのか、急増期でそれをしのげばまた少なくなるのだから我慢してもらおうという考え方もあるかもしれませんが、いや何か仮設のものでも対応して、少しでもいい教育をさせてやりたいという考え方も出てくるかと思えます。

一方、中学校のほうはどうかといいますと、中学校では平成19年度まで4クラスであります。そしてその後、平成20、21、22まで3クラスで推移します。それから特別支援教室を入れないで考えていきますと、平成23年に4クラス、24年に5クラス、25年に6クラス、27年も6クラスになるのではないかと。それに特殊学級といわ

れる特別支援の教室等も考えますと、今集会室も普通教室になっておりますが、礼法室あるいは格技場等も普通教室にして、しのがなければならぬというような問題が起きるのではないかというふうに考えられます。またいろんな施設等も大変古くなってきております。かつては戦前あるいは戦後木造校舎がどんどん建ちましたが、学校火災等もあり、それが急に鉄筋化されたわけです。しかし、昭和36年に初めて耐震ということが叫ばれてきましたけれども、舟橋のほうでは実際のところ小学校並びにこの庁舎は、震度7対応ではありません。ということで、そういった問題とともに30数年もたちますといろんなところが老化といえますか、古くなってきております。そしてまたバリアフリーも完全ではありません。そういったことで、中学校では車いすの生徒に対応できるようにトイレ等の整備を予算をつけていただきました。あるいはまた小学校ではトイレとか水場あたりも大変トラブルばかり出てきております。そしてまた生徒の安全という立場での登下校の際の玄関口等の問題もあります。そのほかに、単に教室が足りればそれでいい教育ができるというのではなくして、校舎の質的な向上ということが今大変叫ばれているところであります。この前も言ったかと思いますが、早月中学等では舟橋会館の大ホールよりも立派な生徒の集会室を持っております。また、立山町では立山小学校ですか、教室と教室の間の廊下あたりが教室の幅ぐらいの広さで鉄棒の練習もできればいろんなことができるが、雲泥の差といってもいいくらい今の新しい校舎を見ていただければわかると思いますが、考えられております。

そういった中で、先ほど議員歳費とかあるいは議員報酬が大変少ないということをお聞きまして、お気の毒に思う中ですが、やはりいろいろと調査研究していただき、それよりも何よりもこの前も言っておりましたけれども、行政はもちろんです、議会のほうでも学校教育の中でのハード面のためにプロジェクトチームをつくっていただいて、やはり予算をちゃんと見通す、そしてそれを公開する。ですから、舟橋にとっては大変な問題だといいますが、小学校1つ、中学校1つであります。ほかのところは大きいから何とかなるだろうといいますが、毎年考えていかなければ順番にやっけないということたくさん学校の抱えているわけでありまして、そういったことよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1つ耐震のほうでは、おかげさまで遅ればせながら50何%がほとんどやっけなかつたわけで、今いろいろ考えているところですが、この舟橋村は半年か1年遅れた中では先行して進んでいると思ひます。というのは、耐震診断も終わりました。その結

果、ある程度性能は劣る。南北の揺れに対しては大丈夫であろうが、東西の揺れに対しては強度が足りないということでありまして、この舟橋中学校が建った昭和48年ごろの校舎は、耐震の性能では阪神・淡路大震災の例から見て完全倒壊は1%、大破が10%近くというようなデータから見ますと、舟橋もその程度の強度しかないというふうに考えられます。もちろんほとんど軽微であったというのもそのころの校舎では50何%あるわけでありまして。せめても南北の揺れには何とか耐えられるが、東西の揺れでは足りないといったことで、平成19年度にはその工法なりそれに必要な設計図、そしてタイムスケジュールを立てていただき、どのくらいのお金がかかるということのための費用も計上していただいているところでありまして。そういった中で、学校教育に大きく影響しないような期間に工事をやっていただくというふうに一応考えております。しかし、先ほど言いましたように、もっと長期のことで研究していただくプロジェクトチームをぜひつくっていただきたい。そして、その急増期を乗り越えて舟橋村の安定した人口動態の中でこういう理想的な校舎を建てたほうがいいんじゃないかという話が出れば、これは大変な予算はかかりますが、やはりすばらしいことになっていくのではないかと。校舎の老朽化あるいは安全の立場で、課題なり費用がたくさんかかるような問題を抱えていることは事実でありまして、いろいろと小学校、中学校の注文も定期的に聞いているところでありまして。

お答えになったかどうかわかりませんが、今後ともよろしくご理解、ご支援をお願いいたします。

答弁を終わります。

議長（中田文夫君） 竹島貴行君。

1番（竹島貴行君） 再質問させていただきます。

今丁寧な答弁であったというふうに思いますが、小学校の問題について再質問するわけでありまして、私が小学校を見てきまして感じたことは、耐震問題もこれは非常に大事なことであります。それと同じような重要性ということで、かなり設備の老朽化が進んでいると。これは教育長さんの答弁で認識されているというふうに感じました。そういう問題を踏まえた上で、今後どのようなスケジュールを組んでおられるのか。具体的にどうしようとしているのか。そこまで絞った答弁を期待したわけでありまして。

それと、今生徒数が増えまして、給食のほうもかなり手いっぱいになってきていると。調理するほうも、人数に追いつくかどうかという危機感を持っていらっしゃるという

ふうに感じております。それから19年度におきまして、教職員のALTの時間数の増加により非常勤の勤務日数を増やすということで予算づけをしておりますけれども、金がないと言えばそれまでなんですが、現場において抱えている問題というのは深刻なんだろうなというふうに考えております。そのへんの先生方の教育への取り組みの支援について、何か具体的に考えていらっしゃるのかどうか、そこを再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（中田文夫君） 教育長 塩原 勝君。

教育長（塩原 勝君） お願いはたくさんあるんですが、すべて予算が関係してくるわけで、そういった中でもいろいろご理解していただき、仮にいいますと、実際のところ平成18年度には中学校にもALTの配置はなくなりました。しかし、村単で何とか今までぐらいのALTをお願いできたわけでありまして。

それから、今、小学校に英語教育が入ってきます。そういった中で黒部市あたりは英語特区となっていて、たくさんのお金もかけているところではありますが、舟橋村はなかなかそうもいきませんで、ここ2年間は何とか教育事務所等のご理解で12時間の英語のALTにかわるものを特別に派遣していただきました。

それから、特別支援のほうでは、今まで18時間村単で協力員をお願いしていたところを、時間的には2倍、来年度からお願いすることに了承していただいたところでありまして。そして、小学校のほうにも若干のALTの役目を果たす人についても配慮していただいております。そういったふうに厳しい中でもいろいろと配慮していただいておりますので、決してどうでもいいと考えているのではなくして、できることは少しでもお願いしたいということではあるわけでありまして。

それから、校舎の老朽化に伴っていろんな問題が起きてきております。これについても教育委員会のほうで学校からの要望で、その学校予算の中で優先順位をつけてやれるものはやる。しかし、少々のお金では言ってこられることをすべて満足するわけにはとてもいきません。そういったことで思い切った何かをやっていただくか、少ない予算でやれることだけ順番にやっていくかということになるかと思っております。

次に給食の問題ですが、実際のところ、舟橋小学校は全児童と一緒に食べる部屋はありません。今、進んだところは全部広いところで気持ちよくすばらしい食事をしていきます。そしてその部屋はいろんな意味で使われております。もちろん、舟橋よりもっともっと条件の悪いところもあります。一部は教室で食べなければならないということであ

ります。

中学校は一斉に食べる部屋があったわけではありますが、まだ数年ゆとりはありますが、実際に間もなくとても一斉には食べられなくなります。ですから少し広げなければならぬというふうに考えております。

なお蛇足ですが、小学校の人口はやがて最高で277名ぐらいになるだろう。舟橋小学校百何十年の歴史があって、一番児童数が多かったのはいつかということ、恐らく277名は最高になると思いますが、昭和20年大疎開があったときが今までの生徒数の最大だと私の調べではそういうふうにあります、もうそれに迫ってきております。そういったことで、確かにうれしい悲鳴かもしれませんが、それに伴っているんなことがどんどん出てくると同時に、老朽化ということで、長いスパンで大きな計画を立てなければいけないなと思っております。

以上です。

議長（中田文夫君） 以上をもって一般質問を終結します。

ここで暫時休憩します。

休憩時間は5分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時05分 再開

議長（中田文夫君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号から議案第26号まで

議長（中田文夫君） 日程第2 議案第1号から議案第26号まで26議案を一括議題とします。

（質 疑）

議長（中田文夫君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これより一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（中田文夫君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（中田文夫君） これより議案第1号から議案第26号まで26議案を一括採決します。

議案第1号から議案第26号まで26議案を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第26号まで26議案は原案のとおり可決・承認されました。

日 程 の 追 加

議長（中田文夫君） ただいま村長から追加議案第1号 舟橋村副村長選任の件、嶋田富士夫君ほか2名から議員提出議案第1号 舟橋村議会会議規則一部改正の件、議員提出議案第2号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加議案第1号を追加日程第1に、議員提出議案第1号を追加日程第2に、議員提出議案第2号を追加日程第3にそれぞれ追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、追加議案第1号を追加日程第1に、議員提出議案第1号を追加日程第2

に、議員提出議案第2号を追加日程第3に追加し、議題とすることに決定しました。

追 加 議 案 第 1 号

議長（中田文夫君） 追加日程第1 追加議案第1号 舟橋村副村長選任の件を議題とします。

（提案理由の説明）

議長（中田文夫君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） ただいま追加議案を日程に追加し、議案としていただきましてまことにありがとうございます。

それでは、追加議案第1号の提案理由説明をいたします

追加議案第1号 舟橋村副村長選任の件でございますが、地方自治法第162条の規定により、議会の選任同意を求めるものであります。

舟橋村海老江172番地 古越邦男

を副村長に選任いたしたいと思っておりますので、議員各位のご理解をお願いいたしまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（中田文夫君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

議長（中田文夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（中田文夫君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

議長(中田文夫君) これより追加議案第1号 舟橋村副村長選任の件を採決します。

追加議案第1号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中田文夫君) ご異議なしと認めます。

したがって、追加議案第1号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第1号、議員提出議案第2号

議長(中田文夫君) 追加日程第2 議員提出議案第1号 舟橋村議会会議規則一部改正の件、追加日程第3 議員提出議案第2号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中田文夫君) ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号、議員提出議案第2号を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

(提案理由の説明)

議長(中田文夫君) 嶋田富士夫君。

4番(嶋田富士夫君) それでは、提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

議員提出議案第1号 舟橋村議会会議規則一部改正の件につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、委員会による議案の提出を認める等所要の改正を行うものであります。

議員提出議案第2号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件につきましては、地方自治法改正の趣旨にかんがみ、議会運営委員会を組織し、委員会活動の充実を図るものであります。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明といたします。

議長(中田文夫君) 提案理由の説明が終わりました。

(質 疑)

議長(中田文夫君) これより一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中田文夫君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

議長(中田文夫君) これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中田文夫君) 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

議長(中田文夫君) これより議員提出議案第1号 舟橋村議会会議規則一部改正の件、
議員提出議案第2号 舟橋村議会委員会条例一部改正の件を採決します。

議員提出議案第1号、議員提出議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中田文夫君) ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(中田文夫君) ただいま嶋田議員より発言を求められておりますので、これを許します。

嶋田富士夫君。

4番(嶋田富士夫君) 田鍋収入役には、昭和42年1月に採用されてから現在まで村行政に奉仕され、その間、住民課長、総務課長等を歴任されました。平成16年4月、卓越した行政手腕を買われ収入役に就任され、本村発展のため多大なご尽力を賜りましたことを心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今後はますますご健勝でご活躍されんことをお祈り申し上げます。

長い間本当にご苦労様でございました。

議長（中田文夫君） ただいま収入役から発言を求められておりますのでこれを許します。

収入役 田鍋 司君。

収入役（田鍋 司君） 一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今議会が最後の議会となりますので、退職のお礼の言葉を述べさせていただきたいと思いをします。

まずもって、議長さんはじめ議会の皆さんに厚くお礼申し上げたいと思います。

ただいま嶋田議員から身に余るお言葉をいただきまして、大変恐縮しております。

話の中にございましたとおり、私は昭和42年から役場に奉職させていただきました。歴代の村長さんをはじめ職員の方々、議員の皆さん、さらに村民の多くの方々に温かいご支援をいただきました。またちょうど3年前、この議会で議員の皆さんのご理解によって、収入役の要職につかせていただきました。その間、何らすることもなく、皆さんの温かいご協力とご指導を得まして、今日までどうにかこの重責を大過なく務めさせていただきましたこと、本当にありがとうございました。

これから一村民として村の発展を願うものでありますが、村長さん、議長さんが中心になられまして、舟橋村が全国できらめくむらに発展されますよう心から祈念するとともに、議会の皆様方が健康でますます活躍されますよう念願するものであります。

大変簡単でありますがお礼の言葉とさせていただきたいと思いをします。

本当に長い間ありがとうございました。 (拍手)

議長（中田文夫君） 次に、総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長 古越邦男君。

総務課長（古越邦男君） 一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思いをします。

今ほど、舟橋村副村長に選任いただきまして大変ありがとうございました。

地方自治法の一部改正によりまして、副村長という新しい職でございます。その職責の重要さを痛感いたしますとともに、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

舟橋村は、大変重要な時期に来ているんじゃないかなというふうに思っております。内外の情勢も大変厳しゅうございます。その中で先ほど来村長がお話されています住民と行政が一体となった新しい協働のむらづくり、まちづくりという目標に向かって大変

微力ではございますが、誠心誠意務めを果たしていきたいというふうに思っておりますので、今まで以上に議員各位にはご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、挨拶にかえさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

(拍手)

議長(中田文夫君) 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長(金森勝雄君) 本定例会に提案いたしました27案件につきまして、議員各位の満場一致のご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

また先ほど、議員各位のあたたかいご理解のもとに副村長の選任に同意いただきまして、改めてお礼を申し上げる次第であります。

さて、私ごとでございますけれども、村政を預りましてから、折り返し点にあたります2年が経過しております。室町時代の能役者世阿弥の著書の「花鏡」の中に、「初心忘るべからず」という言葉がございます。私はこの際、この初心の言葉を大切にいたしまして、地方分権時代にふさわしい健全財政のもとに、村政運営にあたってまいり所存でございます。どうか議員各位の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ましてお礼の言葉にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長(中田文夫君) これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成19年3月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時25分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成19年3月9日

議 長 中 田 文 夫

署 名 議 員 竹 島 貴 行

署 名 議 員 前 原 英 石